

## 通常業務時間 再開のお知らせ

---

2021年10月15日更新

緊急事態宣言解除を受け、今まで短縮していた業務時間を  
10月11日より従来の時間といたします。

平日 9時30分 – 17時30分

尚、今後の感染状況により再度勤務体制や業務の変更が生じる場合がございます。  
業務時間短縮期間中は皆様にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございました。

再開後も以下の感染対策は継続いたします。

### お打ち合わせ

お打ち合わせは可能な範囲で電話会議、ウェブ会議など、非対面方式にて  
ご対応しております。詳細につきましては 皆様のご希望に沿えますよう、  
個別にご要望をうかがっておりますのでお問い合わせください。

### 事務所内の対策

- 弁護士、従業員の手指消毒、健康管理の徹底
- ご来所されるすべての方への手指消毒のお願い
- 打合わせ応接テーブルに飛沫防止用クリアパーテーションを設置
- 応接室の換気の徹底
- 備品消毒の徹底

今後ともどうぞよろしくお願いたします。

弁護士小島好己  
(2021年10月15日)